

令和5年第6回美瑛町農業委員会臨時総会 議 事 録

1 会 議 名	令和5年 第6回美瑛町農業委員会臨時総会		
2 会 議 の 日 時	令和5年6月30日(金) 午前11時00分～午前11時25分		
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室		
4 会議の出席委員 (13名)	1 番	荒 川 博 彦	
	3 番	大 場 男	4 番 成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番 谷 口 学
	7 番	欠員	8 番 平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番 森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番 有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番 谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透	
5 欠席委員(1名)	2 番	真 田 佳 則	
6 議事日程			
日程第1 総会会期の決定について			
日程第2 議事録署名委員の指名について			
日程第3 諸般の報告について			
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)			
日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)			
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(使用貸借)			
日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について(令和5年7月5日公告予定分)			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳		

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 只今から、令和5年第6回美瑛町農業委員会臨時総会を開会致します。本日の会議には、2番、真田委員から欠席の届出が提出されております。よって本日の会議の出席委員は13名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 皆さん、大変ご苦労さまです。臨時総会ということでこのようにご参集いただきありがとうございます。ありがとうございました。

また、今日の臨時総会が、谷本代理にとっては最後の総会となるわけですが、谷本代理が5月から議員ということで、私たち、農業者にとって、大変頼もしい存在ではあるかと思っております。これからの活躍をまず期待しておりますし、農業委員会に対しても、特段のご理解を得たいと思っております。これからもまた宜しく願います。

ここにきて、最近、二、三日、大変暑い日が続いております。雨不足という中、昨日、一部の地域では雨降ったと思っておりますけれども、今晚、雨が降るといことで少しは期待していいのかなと思っております。

また、美瑛の酪農の話ですが、牧草地帯も、もうほぼ牧草の収穫が終了しているかなと思っております。雨に当たらず、品質の良い牧草が収穫出来たのではないかなと思っております。

我々、24期の農業委員はですね、7月の19日までが、任期ですので、あと半月、皆様に大変お世話になるかと思っておりますけれども、どうかよろしく願います。

以上で、挨拶といたします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長に願います。

○議長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、3番、大場委員、9番、佐藤委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。

1番、令和5年6月1日、令和5年第5回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外12委員が出席しております。

2番、6月7日、令和5年度美瑛町農業技術実証展示圃運営協議会総会が開催され、会長が出席しております。

3番、6月14日、美瑛町農業所得税対策協議会令和4年度決算監査に平間委員が出席しております。

4番、同じ日の6月14日、令和5年度美瑛町農業所得税対策協議会定期総会が開催され、会長と平間委員が出席しております。

5番、6月22日から23日、美瑛町議会第4回定例会が開催され、会長が出席しております。

6番、6月27日、令和5年度美瑛町農業振興機構理事会が開催され、会長が出席しております。

以上でございます。

○議 長 これで、諸般の報告を終わります。

○議 長 次に日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。

議案第1号、番号1番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転でございます。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のありました、譲渡人、XXXXXXXXXXさん、譲受人、XXXXXXXXXXさんの許可の可否について審議を求めるものでございます。なお、議案第1号で審議いただく1案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全て要

件を満たしております。

それでは番号1番でございます。土地表示、字名■■■■、地番■■■■、1筆、面積計1,072平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約4.1キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことでございます。価格は50,000円で10アール当たり46,642円となっております。詳細につきましては、議案1ページのほうをご覧ください。以上でございます。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい、ただいま事務局の説明のとおりです。この土地は、■■■■にありまして長く狭い土地になります。農振には入っていますが、売買価格が安いので3条の扱いといたしました。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 次に、日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借の件を議題とします。
議案第2号、番号1番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について賃貸借の件でございます。農地法3条の規定による農地の賃貸借権利設定の申請のありました、貸主、■■■■さん、借主、■■■■さんの許可の可否について審議を求めると

のでございます。議案第2号でご審議いただく1案件は、農地法3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしております。

それでは番号1番でございます。土地表示、字名■■■■、地番■■■■、1筆、面積計2,465平米につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの賃貸借の権利設定の申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約12.3キロの箇所で、賃貸借権設定の理由は、貸主は現在、■■■■県に居住し、申請地を耕作出来ないので貸主に賃貸したく申請しましたということでございます。借主は農地適格法人でありまして、農業経営の経営規模を拡大することによってコストパフォーマンスの良い戦略的な農業経営を推進すべく申請地を借り受けるため、申請に及びましたとのことでございます。賃貸料は12,325円で10アール当たり5,000円でございます。期間は、許可日から令和25年の11月末となっております。この申請につきましては、先月の■■■■さんへの賃貸のときに申請に漏れがあったということで、今回、1筆申請がありましたので、ご報告させていただきます。

その他、詳細につきましては、議案2ページのほうをご確認ください。以上で終わります。

○議長 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局より説明のあったとおりでございます。この件につきましては先ほど事務局が言われましたように、先月申請のあった箇所の漏れていた部分でございます。場所的には■■■■と■■■■の境界近くであります山の上の土地でございます。私、ちょっと見てきたのですが、きれいな場所で問題なく考えておりますので審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に、日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第3号、番号1番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について使用貸借でございます。農地法第5条の規定による転用許可申請のございました、貸主、■■■■さん。借主、■■■■さん、外1件の許可の可否について審議を求めるものでございます。
それでは番号1番です。字名■■■■、地番■■■■、外1筆で両方共に内地番となっております。地目は登記簿現況ともに畑。面積計2,540平米。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約6.9キロの箇所で、土地所有者は■■■■さん。転用計画者は、■■■■さんによるものでございます。申請理由といたしまして来場客者がコロナウイルスの規制が解除された等によりまして、来場者が増えることによって、来場客とのトラブル防止リスク回避等のための通路の整備のための使用貸借による転用の許可申請となっております。申請の土地は、町が定める農業振興地域整備計画から除外されている農振計画外となっております。農地法第5条の第2項の規定による転用であつて、転用はやむを得ないものと認められると思われます。また、■■■■さんにつきまして、今ある■■■■さんと■■■■さんの会社を合併して一つの会社になるというふうなものになってございます。また今回、この場所を舗装工事するというので、国のほうの補助事業にのったものになりますので転用のほうの許可の申請となっております。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 はい、ただいま事務局からの説明のとおりです。新型コロナウイルスが落ちつき、来場者が増える中、施設内の整備ということでこのような状況になっております。問題無いかなと思っております。よろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
番号1番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。
- 班長 はい。今朝、1班によりまして現地確認させていただきました。地区担当委員であります■■■■委員の言われてますとおりで

ございます。何ら問題はないかと思っておりますのでよろしく
お願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、
採決いたします。
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第3号、番号2番の件について、審議いたします
ので、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、それでは番号2番になります。字名■■■■、地番0
■■■■、外2筆、いずれも全3筆、内地番となっております。
地目、登記簿現況ともに畑、面積計2,640平米でございます。
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約6.9キロの箇所で、土地
所有者は、■■■■さんで転用計画者は■■■■さん
によるものでございます。先ほどの番号1番の件とちょっと類
似しておりますけども、今回この申請地につきましては傾斜地
のほうになりまして、■■■■の中にある畑の場所になりま
す。降雨時に排水対策等が必要なところの申請箇所の場所の整
備地となっております。導水路整備のための使用貸借による転
用計画の申請となっております。申請地は同じく、農業振興
地域整備計画において農振の農振農用地の区域外となっております
ので、農地法第5条の第2号の規定による転用でありまし
て、転用はやむを得ないものかと認められると思われま
す。
詳細につきましては、議案4ページのほうをご確認ください。
以上で終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員か
ら補足説明をお願いします。

- 委員 はい、事務局の説明のとおりです。■■■■は傾斜地につくって
ありまして、大雨とかありますと大変、雨水が流れてくるとい
うことで災害が起きる前に整備をするということで必要な措置
かなと思っております。審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 ありがとうございます。
番号2番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい。ただいま地区担当委員の方が言われたとおりでございます。場所的には、正面から入って真っすぐ行ったところの一つ目の傾斜ということで、結構、場所的には傾斜がありまして、降雨により流されるということですので、何ら問題はないかと思っておりますので、審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に、日程第7、議案第4号、農用地利用集積計画、案について、令和5年7月5日公告予定分の件を議題とします。

○議 長 議案第4号、番号1番から番号5番までの件については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農用地利用集積計画案について。令和5年第6回、令和5年7月5日公告予定分、■■■■さん外4件、改善組合承認済みから利用権の設定等、所有権の移転4件、賃貸1件について申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法附則令和4年5月27日法律第56号、第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

番号1番につきましては、北海道農業公社による買入れです。
番号1番、字■■■■、■■■■さんから、公益財団法人北海道農業公社さんへの売買、田2筆、11,273平米。2,255,000円で10アール当たり200,000円です。

番号2番から4番につきましては、保有合理化事業による賃貸借期間が終了し、北海道農業公社から売渡しになるものです。

番号2番、公益財団法人北海道農業公社さんから、字■■■■

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和5年6月30日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

大 場 男

美瑛町農業委員

佐 藤 千代志